

抛出金制度に注目！

前回の容り法改正で生まれた抛出金制度。この制度は市町村の分別収集・選別費用の過重な負担を軽減する方策として、特定事業者が市町村に対しその分別収集・選別費用を一部負担するとした仕組みです。まだ、その全体像を把握していませんが、この抛出金制度を考える（評価する）際に押さえておくべき事として、次の3点は大事でしょう。

1、この抛出金は、特定事業者が元々（改正以前から）負担することとなっていた「再商品化費用」を財源としているもので、市町村の分別収集・選別費用の負担分として新たに算定され抛出されているものではないこと。

2、第一のことから、この抛出金は、市町村の分別収集量が予定された量が集まらなかった、又は一定の水準（選別度としての質）に達していないため市町村に返却された結果、当初想定した再商品化量に達せずに、想定された再商品化費用が「予定量不足」で余ったものと、市町村の分別収集・選別の質が「良い（市町村の努力の成果）」ために再商品化費用が、当初の契約価格よりその分低減できたことで、想定額より低く抑えられたことで生み出されたものであること。

3、第一・第二のことから、この抛出金は、計画した量を分別収集できなかった、あるいは一定の質を確保できなかった（選別できなかった）市町村から引き取るはずだった容器包装廃棄物に係る再商品化費用を、計画通りに分別収集し、かつ、一定の品質を確保した市町村に分配されるものであること。

以上のことを踏まえると、さらに次のように整理できます。

1、この抛出金は、特定事業者が負担することとされている費用が、市町村の「努力不足」で（これはあくまで特定事業者側からの評価）軽減された費用の一部を、「努力した市町村（これも特定事業者側からの評価）」に分配されるものであること。

2、「努力した」市町村を評価すること自体はよいとしても、この仕組みでは「努力しなかった」ことが全く市町村だけの責任にされてしまいかねないことは問題であること。特に質の問題は、市町村サイドだけでは解決できないこの制度自体が持っている問題であるという視点が欠落していること。

3、この点が一番重要ですが、この抛出金制度はあくまで、再商品化費用に係る特定事業者の負担（拡大生産者責任）の軽減に貢献した市町村へのご褒美であって、本来の分別収集・選別費用も含めて持つべき拡大生産者責任の履行の一部ではないこと。

抛出金制度について私なりに整理してみました。実際に動き出したこの抛出金制度が、具体的にどのように市町村に影響を及ぼすのか、また、これをどう評価するかは、次の改正の際の議論のポイントとなることは必定でしょうから、この成り行きを注意深く見ていくことは大事です。
(文責/庄司 元)